

2021年6月11日

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の 指定の解除に係るパブリックコメントの受付を開始しました

経済産業省関東経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第2項の規定に基づく指定旧供給地点の指定解除に対する意見を令和3年6月11日から令和3年7月12日まで募集します。

本件は、経過措置として料金等の規制を課している供給地点の指定解除に関する意見を募集するものです。

1. 意見募集の概要

平成29年4月から始まったガス小売全面自由化に際し、供給地点（旧簡易ガス団地）ごとの事業者のシェア等を踏まえて、一定の基準を超える旧供給地点については、経過措置として料金等の規制を課すこととし、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第28条第5項の規定に基づき、指定旧供給地点として指定しています。

この度、改正法附則第28条第1項の義務を負う旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則第4条の規定に基づく報告があり、別添の指定旧供給地点について改正法附則第28条第1項に規定する指定の事由がなくなったと認められるため同条第2項に基づき指定を解除しようとするものです。

2. 意見募集期間

令和3年6月11日（金曜日）～令和3年7月12日（月曜日）

3. 資料の入手・意見提出方法

資料の入手方法・意見提出等詳細については、以下のウェブサイトを御覧ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595221034&Mode=0>

（本発表資料のお問合せ先）
関東経済産業局資源エネルギー環境部
ガス事業課長 高崎 宏和
担当者：篠原、富澤
電話：048-600-0414（直通）
FAX：048-601-1298

(別添)指定の解除の対象となる関東経済産業局所管の指定旧供給地点一覧

通し 番号	事業者名	指定旧供給地点名 (団地名)	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア \leq 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数 \div 0.5 \times 1/2 \leq 他燃料採用件数 \div 旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェ ア)に該当するか					③解除基準 (直近3年間の小売料金の平均 単価が連続して下落しているこ と)及び(自由料金メニューによ る契約件数 \geq 指定旧供給地点 小売供給約款による契約件数) に該当するか	備考	
					旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果							
1	堀川産業株式会社	第3氏家ニュータウン	栃木県	さくら市	○	48.0%	×	0.0	0.0	0.0000	\leq	0.0000	×	適正な競争関係が確保されて いると評価できる。